

議案第 99 号

母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 26 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表社会福祉事務従事手当の項支給対象職員（勤務内容）の欄中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(伊賀市社会福祉事務所設置条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市社会福祉事務所設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊賀市福祉医療費の助成に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第3項中「前項に規定する一人親家庭等の母において、女子を男子に、母を父に読み替えた場合の者」を「法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下この項において「父」という。）が18歳未満児を養育している家庭の父」に改める。

（伊賀市営住宅管理条例の一部改正）

第4条 伊賀市営住宅管理条例（平成16年伊賀市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第7条第2項第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。